

会議の名称	第31期第4回社会教育委員会会議
開催日時	平成21年12月2日(水) 14時00分から 16時00分まで
開催場所	教育委員会室
出席者	西邨定実議長、青野明子委員、荒田英道委員 石塚美穂委員、稲田義治委員、岩谷誠委員、上田卓是委員 小川温子委員、高木統禧委員、谷間倫子委員、藤井泰雄委員 [事務局] 社会教育部／岸部長、福井参事、中田次長、 社会教育青少年課／大槻課長、武田主幹、対馬課長代理 岡田係長、北田主任 枚方公園青少年センター／西村所長、三浦主任 文化財課／稲田課長
欠席者	植松千代美副議長
案件名	枚方公園青少年センターのあり方について
提出された資料等の名称	【資料】 ・枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料）
決定事項	本日の議論を踏まえて、文言修正を行い最終調整を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	社会教育部社会教育青少年課

審 議 内 容

西邨議長 　ただ今から、第31期第4回枚方市社会教育委員会議を開催します。

事務局より、本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

〈事務局〉 　本日の委員の出席状況は、委員12人中11人の出席です。植松副議長は、所用のため欠席です。

枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。

西邨議長 　本日の資料の確認を事務局からお願いします。

〈事務局〉 　〈事務局より資料の確認を行う〉

西邨議長 　では、本日は修正後の「枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料）」をもとに議論をお願いします。この資料は前回の会議での各委員からのご意見を踏まえて、事務局のほうで修正を加えていただいたものです。

それでは、もう一度事務局より資料の朗読をお願いします。

（事務局 朗読）

西邨議長 　では、事務局より朗読のあった「枚方公園青少年センターのあり方（検討資料）」に基づきまして、各項目ごとに順次ご意見をお聞きしたいと思います。

〈枚方公園青少年センターの概要について〉

西邨議長 　3カ月前というイベントの優先という項目、ここで言いますと、「なお、ホールについては、イベント優先予約制度を運用し、受付開始を3カ月前に設定している」という項目が増えたように思います。これは、皆さん方の議論の中で、一般よりもイベントは受け付けは、少し早いほうがいいのではないかとということで付け足していただいたものです。この部分については、さほど問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいようなので、次に進ませていただきます。

<青少年活動の活性化について>

西邨議長 (1) 利用実態と制度の変更についてですが、前回よりも少し付け加えをしていただいているように思います。2ページ目の上から7行目の、「具体には～」という項目をつけ加えていただいたように思います。

荒田委員 若者の団体は、直前に申し込む傾向にあるということですね。この直前というのが、どのぐらいのタイムスパンをとっているのか教えて下さい。

<事務局> 1週間程度から早くても2週間前に予約するという傾向があります。ただ、補足ですが、夏休みとかそういった時期に、例えば音楽団体に限定した場合ですが、コンサートを予定していたりすると、4週間～6週間前から予約をするということはやはりあると思います。このように自分たちの発表機会が予定されているという場合は、少し事情が異なる場合もありますが、一般的な日常の練習で言えば、1週間～2週間あたりが傾向としては多い状況にあるということです。

荒田委員 比較的大きなイベントでしたら、3カ月自体が短いですよ。むしろ半年とか、長ければ1年前から企画して、場所を押さえる必要がある場合も出てくると思います。

西邨議長 3カ月前というのは、普段の部屋の使用ではなくて、イベントをするためにホールを借りるときは3カ月という条件であって、ほかの部屋については通常どおり2カ月前からの予約ということです。それは、あくまで一般団体がホールをイベントで借りようとする3カ月前ですが、センター主催や市の事業などで使用する場合については、この枠外です。

また、青少年団体がイベントをする際にも3カ月前からです。ただし、イベント予約において一般団体と青少年団体が重なった場合は青少年団体が優先ということです。

<事務局> 今回、音楽室については、2カ月前の事前予約（自動抽選終了後の6週間前予約を含む）を、青少年団体優先とし、一般団体については、4週間前からの予約に変更するという案です。

西邨議長 今の利用実態と制度変更のところについて、よろしいですか。

(異議なしの声)

<主催事業の取り組みについて>

西邨議長 2ページの下から10行目、「地元枚方出身で活躍する音楽バンドのメンバーを迎えて」とありますが、この後の「ドラム講習会等を開催する」と、文章がつながっているように思います。音楽バンドには、必ずしもドラムの人がいるとは限らないので、このところは、事務局の方で直していただけたらと思います。

上田委員 2ページの下から8行目、「初心者講習から②の発表へ」のところですが、これは③ではないですか。

〈事務局〉 ③に修正します。

<受益者負担のあり方について、施設老朽化への対応について>

西邨議長 この部分については、利用金額を具体的に載せていただいているのと、それから青少年センターでの、徴収した利用料の用途の部分をつけ加えていただいたように思います。

事務局から、「生涯学習市民センターの基準と合わせるべきである」ということで表に料金を示してあるんですが、金額の前に「約」と振ってあるのは、何か意図はあるんでしょうか。

〈事務局〉 ここでは料金例ということで、「約」という表現をさせていただいています。これにつきましては、生涯学習市民センターの再編のときの表現に合わせております。

高木委員 その一番最後のところですが、「また、生涯学習市民センターと同様、有料化の開始前までに必要最小限の修理を実施することが望ましい」ということが書いてありますが、使用料をいただいているから直したほうがよいと思いますが、どうですか。お金がこういう場所で生きているんだなということがわかりませんか。

〈事務局〉 生涯学習市民センターでは有料化までに、若干の修繕等を行なっています。青少年センターにおきましても、一定修繕等をしておきたいと考えています。

岩谷委員

実は、僕も同じところを思っていました。

おそらく、経営というか行政の立場から言うと、そのとおりだと思います。ただ、僕は、徹底的に情報公開する中で、市民にも参画してもらおうというようなことが本当に必要なのでしょうか。それよりもむしろ、使用料や寄附も含めてリアルタイムでそういう備品を購入できるようなシステムをつくることのほうが大事ではないかと思うのです。ですから、例えば、こういう募金あるいは使用料で買いましたという報告も、受付や掲示板に写真を添えて掲示していくことによって、子育ての社会化というか、青少年をバックアップしているというほんとうに特質的・特徴的な施設だということが見えることが、長い目で見れば有効だという気がしました。だから、僕は高木委員と同じで、なかなか難しいかもわからないが、やっぱり大人の方にも問題や課題を共有してもらおうという意味では、このスタートは非常に大事だと思います。

西邨議長

全く余談ですが、我々一般の家庭ですと、得た収入で何を買うかというのは自由にできるわけですが、役所のシステムでは、利用者収入が入ったからといって、年度の予算とか縛りがあります。有料化をスタートし、1カ月～2カ月経ったので「得た収入でこういうものを買いました」というふうにやれば、利用者は、「なるほど、私たちのお金はそのように使ってもらっているのか」とすぐわかるというのはいいと思うんですけど、実際にそういうのは、役所のシステムとしては可能ですか。

〈事務局〉

結論的に申し上げますとできません。少しご説明させていただきますと、今議長がおっしゃったような形で、歳入と歳出というのが一本になるというのは、例えば市民病院と水道局、これは企業会計ということで行っています。教育に関しましては一般会計です。枚方の場合、約1,000億円の一般会計の予算があり、この中に全て歳入として入っています。従いまして、個々の収入に対して直接支出するという仕組みにはなっていないのです。

寄附金を一例に説明します。先日、事業として取り組んでいる日本語・多文化共生教室に長年通っておられた受講者から、寄附をいただいたのですが、議会で歳入と歳出の報告をして、一般会計に入れましたので、直接見える形になりました。通常は3ヶ月毎の議会に合わせてやることになるので、1ヶ月単位にリアルタイムで見える形というのは難しいです。

西邨議長	そういうことだと、歳入と歳出の関係について、利用者にすぐに実感してもらえるかは疑問ですね。
岩谷委員	それは見せ方かなと思います。市役所のシステムとして、予算を残したら次の年に何か予算計上にプラスしてもらえるとというシステムがありますね。例えば、消耗品を辛抱して備品を買う流用がその年度内にできるということであれば、職員がみんなで一致団結して消耗品を削るとか、そういうふうに行っている市も実際にはあるわけです。僕は、予算を取っておいてもいいが、最初から直しましたじゃなくて、年度途中で当然累積されてくる収入があるので、その累積されてきた収入に見合った段階になったときに、いすや机をかえるとか、そういう見せ方の1つの方法もあるんじゃないかなという感じはします。
上田委員	そういうことができたら非常に効果がありますね、それは。しかし事務局のお話を聞いていると、かなり難しそうですね。
〈事務局〉	ただ、今ご指摘があったお見せする方法は、いろいろ工夫はできると思います。有料化になったので、こういう形で施設整備とか改修、備品の修理ができましたというのは、例えば青少年センターの中に掲示するとか、あるいはホームページでPRしていく方法はあると思います。 生涯学習市民センターとも連携して、公開の仕方も検討しこれまでのご意見を踏まえまして、生涯学習課と協議していきたいと思えます。
西邨議長	今までの、皆さん方のご意見を聞いていると、この2行については削除するというので、いかがでしょうか。
藤井委員	そのほうがいいですね。
西邨議長	さて、有料化になった時点で修理が済んでいるよりも、若干タイムラグがある方が効果的という意見もあったかと思いますが、どうですか。
藤井委員	お金を払われるのは、大人の方が払われるわけで、逆に言えば、その方々にとれば、やっぱりそれに見合ったサービスというのは、当然必要なわけです。だから、青少年に対してのそういう指導という意味では、いわゆる職員の方の、違った意味でのご指導があって、そちらのほうでやるほうが好ましいのではないかと。やはり、

割れ窓理論じゃないですけど、ぼろぼろのところをやれというのは、これはお金を出す大人の方にとっても非常に問題があると思いますし、青少年にとっても、やはりきれいなところから始めて、きれいな状態で保たなければいけないんですよということを教えていくこと、皆さんの使用料があつてこういうふうになったという指導も含めて、職員の方のそういうご努力というのが、やはり青少年センターならではのことではないかと思います。

西邨議長 事務局案のように、最低限の整備だけはしてスタートするべきか、収入を得た段階から順番に整備していくか、どちらかにするということですね。

〈事務局〉 補足になりますが、生涯学習市民センターでは、2カ年度にわたって若干必要最小限の修繕等々を行っています。6施設で約600万ということになっておりますので、1センター当たり100万ぐらいです。それについては、カーテンの取りかえや、壊れているところ、料理室のオープンとか、必要最小限の部分を直すということで、それぞれ執行はセンターごとによって異なります。

これにつきましては、最初有料化をスタートするとき、いろいろな市民の方々の意見等もあつて、必要最小限だけは修繕等を行うという経過もあります。

西邨議長 逆に、事務局の方で現状のままで修理しないで有料化するということには抵抗がありますか。

〈事務局〉 ピアノのいす、音楽室のアンプ、マイク等が完全でないため、音がぶちぶち切れている状態の中、今は無料なので苦情はあまりない状況です。これから有料になると当然そのことにつきましては苦情なり要望なりが相当増えるものと思われれます。

また、有料になる場合、予算については補正予算が可決されないといけません。仮にこういう形で有料化になるということになりましたら、事前に周知させてもらわないといけません。例えば、当初予算を先食いして修繕するような場合もあるのではと思います。

西邨議長 石塚委員、利用される立場としていかがですか。

石塚委員 利用させてもらう立場から申しますと、有料化になったときには、修繕されていたということに気がつかなかったのです。利用していくうちに徐々に、「机がきれいになったな」とか、「いすが

きれいになったな」と気がついてきました。最小限というのほどの程度かわかりませんが、事前に修繕が必要な点もあるかと思えます。また有料になったあとで、実感できることもあると思えます。

小川委員

今の議論はお金を払うことになる大人の側のお話だと思いますが、2の主催事業の取り組みの中で、使ったものをきれいに保つために、例えば使った者が清掃してもとに戻すということであれば、状況が悪い中で元に戻していくというのは、どれだけきれいになったのかとか、使ってきれいになったのかは目に見えないです。やはり若者には、掃除とかそういう効果があるのは、今汚かったものがきれいになったというよりも、元々きれいだったものが、元に戻ってより一層次に使う人への気持ちも考えてということも、青少年センターとして大切な部分ではないでしょうか。

先ほど藤井委員が言われたように、「今よりもきれいにして次の方に渡しましょう」みたいなことをたとえば標語として張っていたとしても、最初の状況が悪ければ、青少年はそのほうになかなか目は向けないだろうと思えます。青少年センターは、若者が中心となって動くところであるということを主として、青少年の何を育てるのかということが大きいと思えます。

西邨議員

いかがでしょうか。皆さん方のご意見を聞いていると、当初ありましたけど、やっぱりある程度のレベルまでは修繕をしてスタートしたほうがいいというように受け取れます。

使用料の収入をこのように使うということで、生涯学習センターよりは若干使い道が違っていますが、いかがでしょうか。特に問題はありますか。

では、その次の減免制度やロビーの取り扱いについてですが、この部分は、前回のたたき台からあまり変わっていないように思えますので、特に問題はないと思えます。

<青少年センターの利用に係る「青少年の範囲」について>

西邨議長

(1) 一般的な考え方および(2) 青少年センターにおける青少年の範囲というのも、これも前回のたたき台とあまり変わっていないように思えます。

前回、一般的な大学生までの年齢「22歳」までを青少年団体とし、無料にしましょうということでお話ししたと思えますが、大体そのとおりに記述していただいていると思えます。

<生涯学習市民センターとの整合性について>

西邨議長

開館時間と休館日ですが、これも前段は前回のたたき台とほぼ変わりないですが、前回の議論の中で発言させていただきました項目を付け加えていただいています。というのは、項目の終わりから6行目、「生涯学習市民センターの再編」云々というところから、「日曜・祝日の17時閉館を、青少年センターでは21時とすることを検討してもよいのではないだろうか」という部分です。

日曜・祝日に17時で閉館するとなると、子ども達が催しをやりとやったり16時に終わって片づけをしないと17時に出れないので、この部分については、せめて21時までという思いがありますので、ぜひ検討してもらいたいです。

そのあとの2番目、利用対象者の拡大についてですが、これもほとんど変わっていないと思います。もちろん変更等も可能ですが特によろしいですか。

項目ごとに議論してきましたが、今度は各項目ごとに整合がとれているか、とれていないか、ちょっと意味合いが違うんじゃないかというようなことも踏まえて、全般的に何かご意見がありましたら、お受けしたいと思います。

高木委員

青少年センターの利用に係る「青少年の範囲」というところですが、「昔でいえば元服は15歳であり、16歳以上は立派な大人であったが現代において」の文章は要らないのではないかと思います。

上田委員

賛成です。

西邨議長

というようなご意見が出ていますが、事務局のほうはいかがでしょうか。特によろしいですか。

では、特に異論がないようですので、「昔でいえば元服は～現代において」のところを省略してください。

上田委員

4週間前というのが一、二カ所出てくるんですが、青少年にとっては十分なんではないでしょうか。4週間前だったら、説明がありましたが、1週間とかでやっと予約に走るというような状態なのに、4週間であつたら、ほとんど意味がないんじゃないかなという気もするんです。それをもっと短縮するのか、始めのほうを前からするのか、その辺、青少年の有利性を確保した方がよいと思います。

〈事務局〉 前回のときに少しご意見をいただいておりますが、やはり平日、学校をやっているときは、青少年は使えないということがあります。平日では夕方や夜間、あるいは土曜日、日曜日、夏休みとか春休みであれば、平日も朝から青少年は利用する傾向にあります。そうすれば、その時間帯とかに帯をかけた形で優先できないだろうかという話をいただきました。そこでシステム担当課等とも協議は重ねていますが、そういう仕組みがとれない状況にあります。

それと、周知に関しても、一般の方には、わかりにくいということがどうしてもあります。どちらかというと、システムの観点からになるんですが、現時点では困難という感じです。

4週間前の考え方ですが、2週間前にすれば青少年団体に使っていただきやすいという状況になるんですが、やはり平日の昼間でしたら、なるべく多くの一般の方に使っていただき使用料をいただきたいという思いもあります。そこで中をとった案で4週間前となっています。本当は、臨機応変な仕組みがシステムのできればよかったのですが、なかなかできない状況です。

上田委員 予約システム上、技術的に難しいことが分かりました。

西邨議長 なかなか予約システムを組みかえるのは難しいのですね。ほかにいかがでしょうか。

藤井委員 大学等へのPRであるとか、高校でも中学校でもいいんですが、生徒さん、学生さんが例えば2人集まって、「青少年センター使おう」といったときに、その場で2人で登録できたら良いことだと思います。

高木委員 空いていれば、フレキシブルに対応しても良いと思います。臨機応変に対応するのも、青少年育成の一環になると思うのですが。

岩谷委員 僕はやっぱりルールはルールだと思う。それを教えるのが大人の役割でしょう。子どもらのために決してよくないです。

荒田委員 ルールがあるのにそれを臨機応変にやりますよというのは、アンフェアですよ。ですから、ルールを変えれば良いと思いますよ。

〈事務局〉 何らかの処理手続をマニュアルで整理し対応させていただきたいと思います。

小川委員　　私は、岩谷委員が言われたのと同じで、やっぱり決まったことをきちっと教えていかないと、肯定的な立場から青少年をよく見て譲ってあげるのも1つの考えです。けれども、もう1つは、今の日本の社会の中では、それをルーズにやっていくことによって若者にとってほんとうにいいのかなと思う場面が、私は岩谷委員と同じ意見です。

上田委員　　やっぱり説明できるルールにしておかないといけないと思います。

西邨議長　　そうですね。事務局の方でよろしくお願いします。
他にいかがですか。

荒田委員　　希望なんですけど、今の世の中、まず命の大切さというのが非常に軽く見られている。これは何も青少年だけの問題じゃなくて、日本人全体がそういうことになってきています。ですから、青少年センターの箱物の活用をどうするかということばかりじゃなくて、ちょっと他部署とオーバーラップして、はみ出すかもわかりませんが、例えば命の大切さを教えるというふうなことを取り組んだらどうですか。バードウォッチングなら、あんまりお金がかからないから、そんなことを企画して青少年を野外に連れて行って、命とはこういうものだ、あるいは近隣の農業者とタイアップして、菜っぱの1つも作って、こういうようなことがあるんだよということを体験させていくという、そういうようなところまで、何か青少年センターから、ちょっと幅を広げていただいて活用してもらえないかなと思います。

〈事務局〉　　今日は欠席されていますが、植松副議長が大阪市立大学附属植物園にいらっしゃいますので、少し新たな取り組みを始めようとしています。

現在予定している事業ですが、先日植松副議長にお話をさせていただきました。今年度の3月末になるんですが、青少年自然教室を副議長のお仕事場であります植物園のほうでやらせていただく計画をしております。それもそのような教育につながるような、一環となるような事業と考えておりますので、今後もまた続けていきたいと考えております。

荒田委員　　ありがとうございます。

〈事務局〉 文化財の分野では、淀川の「わんど」の整備なども国交省で行っています。「わんど」に棲む天然記念物のイタセンパラの生態調査とかもやっています、そこに子どもたちも一緒に参加してもらおうという形の事業は、青少年センターと連携しながらやっていける事業ではないかと思います。

今の2ページの下のところの主催事業の取り組み、この部分につきましては、前回それぞれ委員の方からご提案いただいた部分に取り組むような形にさせていただいていますので、今のお話も、ここのセンテンスの辺りに入れさせていただいたらどうかと思います。

西邨議長 よろしくお願ひします。

藤井委員 1つの提案なんですけど、例えば今の文化財のお話など、青少年にかかわるものは、申込窓口には必ず青少年センターも名前を入れていただくようにしていただければと思いますがいかがですか。

〈事務局〉 受付はどこか一本にしないといけないと思いますが、青少年センターの施設名称名前等を入れることは可能だと考えます。

藤井委員 PRにもなると思ひます。

西邨議長 特に、このあたりでよろしいですか。

それでは、本日議論いただきました各委員のご意見を踏まえまして、文言修正などしていただき、最終の調整を行ったのを素案としてつくらせていただきたいと思います。その後の取り扱いについては、日程の関係でまことに申しわけないんですが、正副議長にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西邨議長 それでは、パブリックコメント等、今後の予定等があると思ひますので、事務局のほうからご説明ください。

〈事務局〉 パブリックコメントにつきましては、1月6日水曜日から26日火曜日の間に市のホームページや青少年センター、社会教育青少年課、各生涯学習市民センター並びに各支所の窓口において周知、受け付けをし、あわせまして1月17日日曜日の午前中と、1月19日火曜日の夜間に枚方公園青少年センターにおきまして、市

民説明会を行いたいと考えております。また青少年に関しましては、こういう場に出てくる青少年もそう多くありませんので、窓口等で直接パブリックコメントを呼びかけていきたいと考えております。

今回の素案により、パブリックコメントを実施しまして、市民の皆様からの意見をいただき、改めて次回2月の会議でご議論いただきたいと思いますと考えております。今後の日程ですが、1月の会議はございません。次回は2月10日水曜日午後2時から、3月につきましては、市議会の日程により変更させていただくことになるかもしれませんが、今のところ3月10日水曜日午後2時からでお願いしたいと考えております。3月の正式な日程は、2月10日にお諮りしたいと考えております。場所は、本日と同じこの会議室を考えております。

西邨議長

市民説明会は、1月17日の午前中と19日の夜間ということですね。

では、次回は2月10日午後2時からということですので、またご都合を繰り合わせてご出席いただきますようお願いしたいと思います。

では、本日の案件は以上で終わりました。これにて第4回社会教育委員会議事を終わりたいと思います。ありがとうございました。